



2019 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ベネフィット・ワン
代表者名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証第一部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員 尾崎 賢治
(TEL. 03-6870-3802)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019 年 5 月 29 日開催の取締役会において、2019 年 6 月 25 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会に下記のとおり監査等委員会設置会社への移行等に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレートガバナンスの実効性を一層高めるとともに、業務執行取締役への権限委譲により迅速な意思決定を促すことで経営の効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

2019 年 6 月 25 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

上記 1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部について所要の変更を行うものであります。

② 事業目的の追加

2019 年 7 月 1 日付で当社の 100%子会社である株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアの吸収合併を予定しており、同社から承継予定の事業内容に医療機器販売業務に係る許認可事業が含まれていることから、事業目的を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(26) 略 (新設) (27) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (条文省略) (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に<u>取締役12名以内を置く。</u> (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(26) 略 <u>(27) 介護用品・医療機器の販売業務</u> (28) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行通り) (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年</u></p>

<p>2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の決議</u></p>	<p><u>度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (現行通り)</p> <p>2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役に</u><u>対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
--	--

<p>4 <u>があったものとみなす。</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 23 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社に監査役 3 名以上を置く。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第 26 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 27 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のも</u></p>	<p>4 (現行通り)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 23 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>のに関する定時株主総会終結の時ま でとする。</u></p> <p>2 <u>補欠のため選任された監査役の任期 は、退任した監査役の残任期間と する。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤 の監査役 1 名以上を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会</u>)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各監査役に対してその 通知を発する。但し、緊急のときは、 この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項 については、監査役会の定める監査 役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の 規定により、任務を怠ったことによ る監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の限度 において、取締役会の決議によって 免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することが できる。当該契約に基づく責任の限 度額は、360 万円以上であらかじめ 定めた金額または法令が規定する 額のいずれか高い金額とする。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定することが できる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会を招集するときは、会 日の 3 日前までに各監査等委員に対 してその通知を発する。但し、緊急 のときは、この期間を短縮すること ができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の運営その他に関する 事項については、監査等委員会の定 める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>第<u>32</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>28</u>条～第<u>33</u>条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第24回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	--

4. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2019年6月25日(火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2019年6月25日(火曜日) |

以 上